

平成30年度第2回習志野市個人情報保護審議会会議概要

1. 日 時

平成30年11月9日（金）午前10時から午前11時

2. 場 所

市庁舎5階会議室3

3. 出席者

習志野市個人情報保護審議会委員
(50音順)

会 長 三 幣 芳 夫
田 中 知 華
新 妻 清 純
福 田 佐知子

事務局 習志野市総務部

次 長 花 澤 光太郎
課 長 渡 辺 雅 史
主任主事 加 藤 恵
主任主事 三 井 宏 昭
主任主事 島 岡 美 和

説明員 習志野市総務部

情報政策課 課 長 渡 辺 雅 史

4. 日 程

第1 開会

第2 議題

(1) 平成30年度諮問第3号について

第3 閉会

5. 会議概要

5-1. 日程第1について

会長の宣言によって開会された後、習志野市個人情報保護条例施行規則第13条第4項の規定に基づき、4名の委員が出席し、同条第5項により審議会が成立した。

総務部次長から会長へ諮問書を手交した。

5-2. 議題（1）について

説明員が諮問第3号の内容を説明した。

実施機関の説明要旨

平成30年度第1回習志野市個人情報保護審議会にて市が設置・管理をする防犯カメラ等の運用状況を報告した。個人情報を収集するときは、その目的を達成するため、必要最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により行うこととされている。しかし、防犯カメラ等は、犯罪予防等を目的に設置するため、本人の同意を得た上で個人情報を収集することが困難である。本来、防犯カメラを設置する都度、習志野市個人情報保護審議会に諮問をすべきであるが、防犯意識が高まる昨今では、設置台数は増え続けることが見込まれる。そのため、防犯カメラ等による個人情報の収集について、類型化することを諮問するものである。

委員からの意見

- ・防犯カメラ等の運用に関しては、基準等を策定すべきである。
- ・防犯カメラ等の管理運用については、管理責任者を定めるべきである。管理責任者は、その施設の状況に応じ、所属長だけでなく、施設長も担うことができるようにすべきである。
- ・施設を利用する者が、防犯カメラ等による撮影が行われていることを認識できるようにすべきである。

審議会の結論

諮問第3号の本人以外からの個人情報の収集について、案のとおり類型化することを適当なものと認める。

5-3. 日程第3について

事務局から、日程第2の答申案及び会議概要案については、各委員の了承の後、会長の決裁をもって決定する旨が述べられ、閉会となった。